

裾野市公告第 78 号

裾野市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札（事後審査型）を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び裾野市契約規則（平成 8 年裾野市規則第 13 号）第 7 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 25 日

裾野市長 村 田 悠

記

1 入札執行者 裾野市長 村 田 悠

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第 31 号
- (2) 工 事 名 令和 7 年度 東富士演習場再編特別事業公共用施設（公園及び緑地の整備に関する事業）整備事業
千福が丘中央公園遊具設置工事
- (3) 工事場所 裾野市 千福が丘 地内
- (4) 工事概要 遊具組立設置工 N=1 式
- (5) 工 期 令和 8 年 1 月 30 日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格制度の適用 適用なし
- (8) 低入札価格調査制度の適用 ※適用あり 事後公表
- (9) 週休 2 日制工事の適用 適用なし

3 入札参加者に必要な資格

本件に係る入札参加資格確認申請書の提出日から契約締結日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

なお、入札参加資格を認められた者が落札者の決定までに資格要件を満たさなくなった場合、本市はその時点で当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 28 年 3 月 31 日告示第

70 号) 及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱 (平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立て、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 6 4 条の規定による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査 (その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査) の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は再生計画が認可された者を除く。
- (4) 破壊活動防止法 (昭和 27 年法律第 240 号) の適用となる団体でないこと。
- (5) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) 又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条の規定による土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び造園工事業のいずれかに係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (7) 静岡県内に本店又は支店等 (以下「営業所等」という。) を有し、その営業所等が、公告日の前日までに裾野市における物品・役務に係る入札参加資格の「遊具」で認定を受け、かつ、裾野市の入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されていること。

4 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 公告日から開札日前日まで
- (2) 配布場所 本市ホームページからダウンロード

5 入札参加の申し込み

入札参加希望者は、次に掲げるところにより書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和 7 年 8 月 25 日 (月) 15 時から
令和 7 年 9 月 9 日 (火) 17 時まで

- (2) 提出場所 裾野市役所 3 階 総務課
- (3) 提出方法 持参又は郵送（いずれの場合も必着）
- (4) 添付書類 **ア 入札参加申込書（様式第 1 号）**

イ 一般建設業又は特定建設業の許可証の写し

6 設計図書等に係る質疑回答

- (1) 質疑期間 **令和 7 年 9 月 2 日（火） 17 時**まで
- (2) 質疑方法 様式第 2 号に記載の上、メールにて送信すること。

メール件名を「入札番号第 3 1 号に係る質疑」とすること。

電話及び口頭で個別には対応しないととも、メール以外による問い合わせには応じない。また、提出のあった質問に関しては、本件に直接関係するもので本市が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、すべての質問について回答するとは限らない。

- (3) 回 答 日 **令和 7 年 9 月 4 日（水）**
- (4) 回答方法 本市ホームページ上に公開

7 入札方法等

- (1) 入札方法 入札書（様式第 3 号）は、持参又は郵送にて提出するものとする。なお、必ず必要事項を記載した工事費内訳書を添付すること。送付には、**外封筒及び中封筒**を用いることとし、入札書の中封筒に入れ封印し、中封筒には入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者氏名、入札件名を記載し、代表者印を押印し、中封筒の裏面を代表者印で封緘した上で、送付用の外封筒に同封する方法で送付すること。送付用の外封筒は、宛名を「裾野市長」とし、入札参加者名を記載し、「入札書在中」を朱書きすること。

なお、入札参加申込書（様式第 1 号）と同時に入札書を提出する場合は、入札参加申込書を外封筒に同封して郵送することは差し支えない。

- (2) 提出期間 **令和 7 年 8 月 25 日（月） 15 時から**
令和 7 年 9 月 9 日（火） 17 時まで

- (3) 郵送方法 書留郵便による。

- (4) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100 分の 10**に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 開札日時 令和7年9月10日（水） 9時
- (6) 開札場所 裾野市役所3階 総務課
- (7) 入札回数 2回

※ 開札の結果、予定価格の範囲内に達した入札がないときは、再度入札を行う。

※ 再度入札についても持参又は郵便によるものとする。

※ 再度入札を行う場合は、再度入札を行う旨を入札参加者へ通知するものとする。

- (8) その他 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。また、落札候補者となるべき金額を入札した者が複数あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定によるくじを行い、落札候補者を決定する。

8 落札者の決定

本件は、事後審査型の一般競争入札であるため、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った落札候補者について、後日入札参加資格要件を審査し、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、落札候補者を落札者として決定し、落札者決定通知書により通知する。ただし、参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を繰り上げ、同様の審査を行い、落札者が決定するまで同様の手続を行う。

なお、落札候補者は、参加資格要件を満たしていないとされた場合、入札失格通知書を受領した日の翌日から2日以内に、書面により説明を求めることができるものとする。

9 入札の辞退

入札参加者が本件の参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第4号）を持参又は郵送により提出すること。なお、本件への参加を辞退した者は、これを理由として以後の本市の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

- (1) 提出期限 令和7年9月10日（水）9時まで

- (2) 提出先 裾野市役所 3 階 総務部総務課

1 0 入札に関する留意事項

(1) 遵守規定

入札参加者は、契約に関する法令及び裾野市契約規則、裾野市郵便入札実施要領、裾野市競争入札心得等を遵守しなければならない。

(2) 費用負担

本件への参加に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本件に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 申請書類の取扱い

提出された申請書類の変更は、原則として認めない。また、理由の如何に関わらず返却しない。

(6) 開札への立会

郵便入札のため立会不要。立会を希望する場合は事前に総務課へ連絡のうえ、開札日時に委任状を持参して開札会場へ集合すること（委任状様式は立会希望者へ個別で送付する。）。

(7) 入札の無効

ア 裾野市競争入札心得第 1 2 条による。

イ 入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。また、その他、本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(8) 契約手続

契約の締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって、本工事契約を締結するものとする。

(9) 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。裾野市契約規則第 27 条及び第 28 条に基づき、契約書及び契約書に添付する書類は受注者が作成すること。また、契約条項については、裾野市工事請負契約約款によるものとする。

(10) 契約保証金

裾野市契約規則第 30 条による。

(11) 前金払、中間前金払及び部分払

ア 前金払は、請負代金額 300 万円以上の場合に請求することができ、かつ、その額は請負代金額の 40 % 以内とする。(10 万円未満切捨)

イ (10)アで前金払を請求した場合、「裾野市建設工事の中間前金払に関する取扱要綱」に基づき中間前金払を請求することができる。

ウ 部分払の請求回数

請負代金額	200 万円以上 2,000 万円未満	2 回
	2,000 万円以上 5,000 万円未満	3 回
	5,000 万円以上	4 回

エ (10)ア及び(10)イに基づき前金払及び中間前金払を請求した場合は、部分払を請求することはできない。

オ 裾野市建設工事執行規則（平成 8 年裾野市規則第 12 号）による。

(12) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(13) 異議申立て等

入札参加者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1.1 問合せ先

裾野市 総務部 総務課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

電話 055-995-1807

ホームページ <http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

電子メールアドレス keiyaku@city.susono.shizuoka.jp

以上